5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	—				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第十一号様式記載上の注意(1)及び第十四号様式記載上の注意(3)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加える。

第十五号様式第一部第1の2(2)及び3中

「

新株予約権の目的となる株式の種類
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特
新株予約権の目的となる株式の種類

」を

「

質

」

に改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	—				

6【大規模な第三者割当の必要性】

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

8【その他参考になる事項】

第十五号様式記載上の注意(1)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加える。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第八条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第百二十七条」を「第百二十九条」に改める。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　法第二十四条の四の七第一項の規定により提出される四半期報告書（第一・四半期報告書（最初の四半期会計期間に係るものをいう。）に限る。）に含まれる連結財務諸表規則第九十三条の規定による連結財務諸表

第四条第一項第三号ハ中「四半期累計期間をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第九条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により」を「連結財務諸表規則第一条の二第一号ニに規定する国際会計基準に基づいて」に改め、「（以下「米国式連結財務諸表」という。）」を削り、「連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める」を「同条本文に規定する特定会社が同令第九十三条の規定による連結財務諸表を提出する」に改める。

第二十一条第一項中「米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社」を「連結財務諸表規則第一条の二本文に規定する特定会社」に改め、同条第二項中「次の事項を追加して記載するものとする」を「次に掲げる事項を記載しなければならない」に改める。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項前段中「新連結財務諸表規則第八十七条」を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第一条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十三条」に、「当分の間」を「平成二十八年三月三十一日に終了する連結会計年度までの間」に改め、同項後段を削り、附則に次の二項を加える。